



豊中市政研究所主催のイベントを振り返ってひとこと

- 2005. 9. 20 第1回豊中市政研究所セミナー
「地域を支える『人』と『場』」
- 2005. 9. 26 第1回まちづくり講・交・考
「地方分権と行政改革」
- 2005. 10. 29 第2回豊中市政研究所セミナー
「まちへの思いをつなぐ」
- 2005. 11. 26 シンポジウム
「地域づくりに新たな風を！」
- 2005. 12. 9 第2回まちづくり講・交・考
「地域を変える市民の力」
- 2006. 2. 16 第3回豊中市政研究所セミナー
「交通政策における広域連合制度
の可能性について」
- 2006. 3. 24 第3回まちづくり講・交・考
「暮らしの中の『生活防災』」

伊丹研究室

研究所主催のセミナーや講座では、質疑応答や意見交換の時間を設けています。この時間は、企画の趣旨によって、意見を収集する時間であったり、議論をする時間であったり、様々です。

私が司会をすると「質問、意見などございませんでしょうか？」と放り出してしまいます。でも本当は、参加者が同じ情報を得た後の締めくくりという大変貴重な時間です。各イベント最後の時間を大切にしたいと思いました。



今年度とはにかく「現場」にこだわってイベントを企画しました。現場にこそ真実があるとの思いから、実際に現場で汗をかいておられる方々をお招きしお話を伺いました。こうした皆さんの努力にこそ光が当てられるべきだとの思いもありました。

イベントを通じて皆さんに叱咤激励をいただきながら、研究員は皆さんに育てていただいているということを実感しました。感謝・感謝の一年です。

イベントの最後をお願いしている意見・感想アンケート。厳しい指摘や満足の声、はっとする視点に、元気づけられたり、反省したり。伝えたいことが伝わっているか？独りよがりになっていないか？アンケートはそれを知る評価であるとともに、研究所への応援メッセージでもあると思っています。

これからもこのメッセージを励みに、市民のみなさん、行政職員とともに豊中の将来を考えていきます。

伊丹研究室

伊丹研究室

「地域福祉」と聞いて、あなたは何を思い浮かべますか？

おそらく、「福祉」ということばから連想するのは、高齢者や障害者ではないでしょうか。

しかし、「地域福祉」は、日頃の生活の中で、手助けが必要な人すべて、つまり、私たち一人ひとりにかかわることです。

では、その手助けをするのはだれでしょうか。それは地域に住む私たちみんなが行政や福祉活動団体などと協力して行っていくべきものです。

このように、私たちみんなに関係しているはずの「地域福祉」ですが、実際にはその活動や仕組みはどのようなもので、安全・安心な暮らしのためにどう役立っているのでしょうか。

今回は、豊中市の地域福祉に対する取組みなどを紹介するとともに、これからの福祉のあり方について考えます。

みんなのための福祉

地域福祉とは

「地域福祉」は、一般に「福祉」ということばでイメージする障害者や高齢者だけのためのものではなく、介護を必要としている人、子育てで困ったことのある人、外国人や別の地域から移り住んできたばかりで不安を抱えている人など、日頃の生活の中で何か困ったことがある人すべてを地域のみんなで手助けしていこうというものです。

地域福祉計画とは

「困っている人をみんなで手助けする」とひと口に言っても、だれがどのように手助けするのか、そして困っている人がどこに、そして誰に助けを求めればよいのかが整理され、きちんと機能していないといけません。

そのためには、市や専門機関、地域福祉活動団体、ボランティア、そしてなにより地域の人々が協力して、支援のための仕組みを整える必要があります。この仕組みをつくり、それが上手く働くようにするための計画が「地域福祉計画」です。

なぜ地域福祉計画が必要なのか？

まず、「地域福祉計画」が作られる背景には、近年の社会や生活の変化、国の制度の中での福祉の考え方の変化などがあります。

< 社会の変化の例 >

- ・ 少子高齢化
- ・ 地域や人のつながりの希薄化
- ・ 女性の社会進出、働く女性の増加
- ・ 生活様式の多様化

このような社会状況の変化によって、これまでのような社会的弱者を対象としてきた福祉ではなく、市民一人ひとりの様々な問題に対しての福祉を考える必要が出てきました。

そこで、国では「社会福祉基礎構造改革」という福祉制度の改革を進めています。その中で、地域福祉の充実是一本の大きな柱となっており、社会福祉の基本事項を定めた「社会福祉法」(平成12年「社会事業法」から全面改正)では地域福祉の推進が法的に明記されています。

< 社会福祉基礎構造改革における福祉の考え方の変化 >

	従 来	現 在
対象となる人	高齢者、障害者など社会的弱者	全ての人
福祉のあり方	「措置・給付」 つまり、対象となる人はサービスを与えられる「受け身」の立場	「契約・利用」 必要な人が必要なサービスを選んで利用する。対象となる人が「主体」

では、なぜ国ではなく「地域」で計画を作る必要があるのでしょうか。それは、地域によって抱えている問題や置かれている状況が違うため、地域単位でそれをどう解決するかをきめ細かく考える必要があり、また何よりも地域に住む人々の手で作られるべき「計画」だからです。

地域福祉はみんなで育てていくもの

地域福祉計画はあくまで土壌です。そこに種を撒いて、育てていくのは私たち一人ひとりではないでしょうか。どういう問題があってどんな手助けが必要なのか、積極的に声を上げること、そして自分のできる範囲で手助けをすることで地域に参加しようとする、そんな努力が地域福祉を育てていくのです。また、行政の担う役割は助けを必要としている人の声を受け止め、それを解決できる人や組織をつなぐことです。

そうして作り上げられたつながりが、やがて地域の強いきずなとなって、しっかりと自立できる根や茎となっていくのではないのでしょうか。

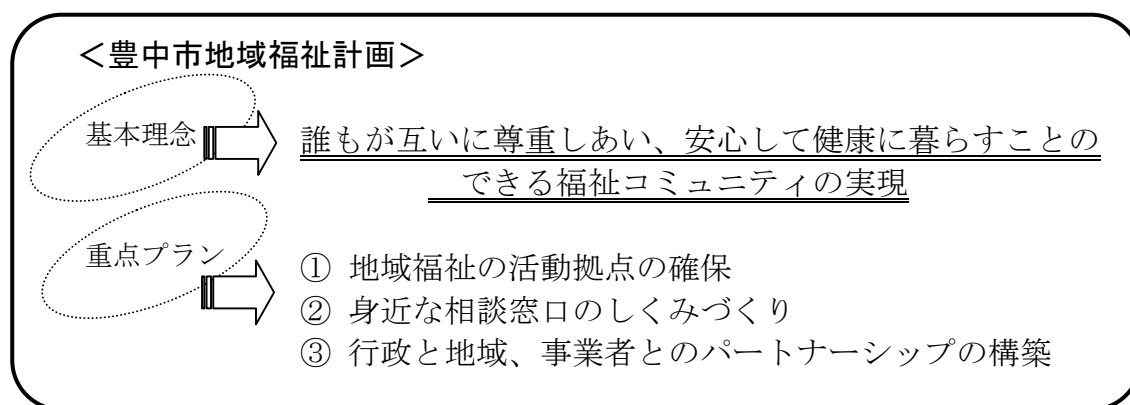


みなさんをつくる豊中市の地域福祉

豊中市健康福祉部地域福祉課課長補佐 多加能子

豊中市では、市民の暮らしの変化に伴って多様化するニーズや生活における問題に適切に対応するために、平成14年度から2か年にわたり、地域福祉計画づくりをしてきました。そして平成16年度から、同計画に基づいて、早急に取り組むべきことを具体化して、それを重点プランと定めています。

ここでは、同計画における取組みの状況と課題についてお話します。



● 「福祉なんでも相談窓口」の設置

これは、同計画の重点プランである「地域福祉の活動拠点の確保」と「身近な相談窓口のしくみづくり」を具体化するものとして進めています。

小学校のコミュニティルームや地区会館などを活用して、小学校区を単位とする身近な地域に相談窓口を設置し、大変な状況に陥る前に、日常生活の中の問題を早期に発見して、適切なサービスの提供につなげます。この窓口の相談員は、市の研修を受けた校区福祉委員や民生・児童委員など地域のボランティアで、継続的な見守り活動など、市と市民の協働により、支援が必要な人を地域全体で支えていくしくみ「ライフセーフティネット」の基本事業として、社会福祉協議会といっしょに取り組んでいます。今後、相談内容から地域ニーズを把握し、新たな活動へと展開をしていくことも期待されています。

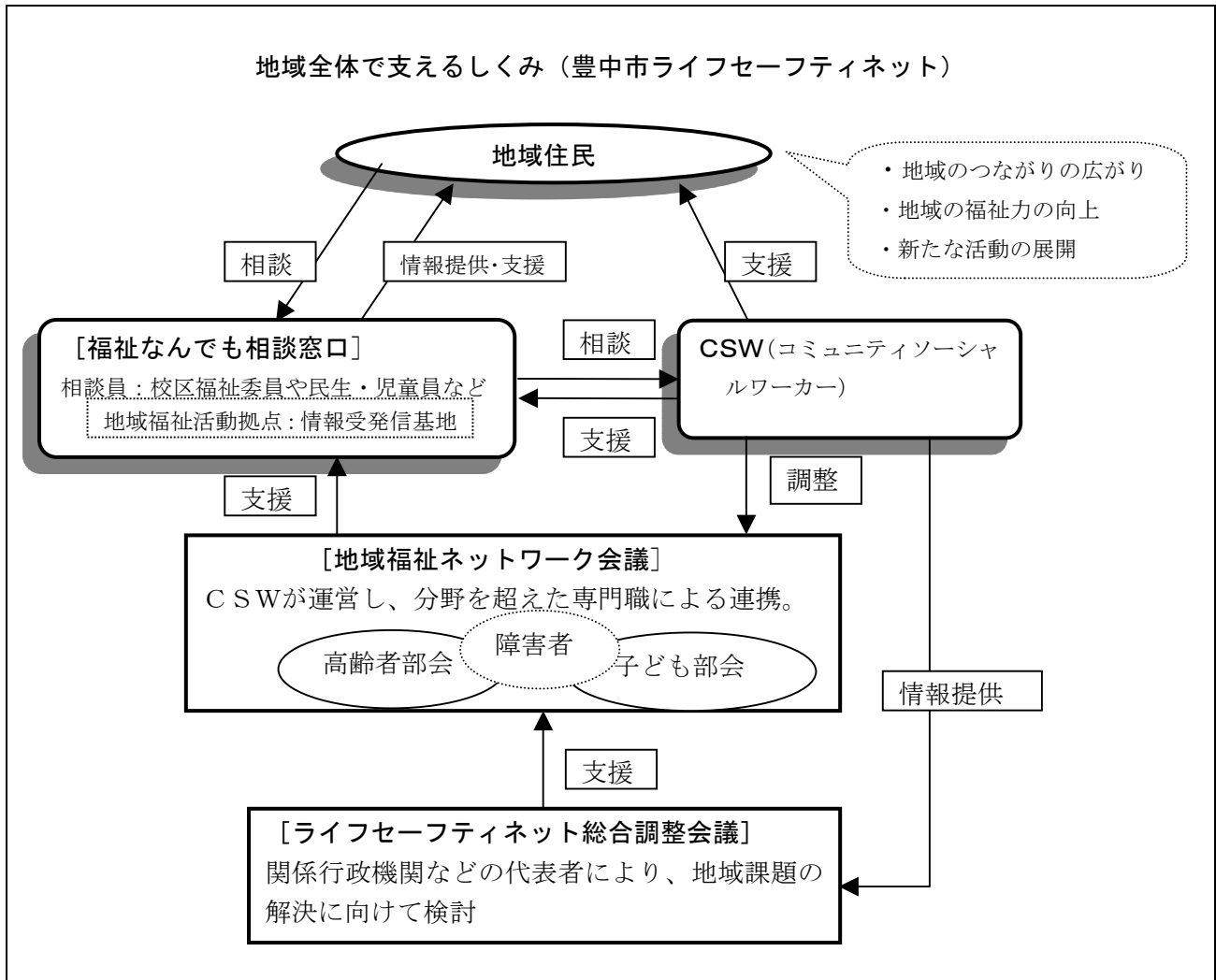
また、この相談窓口を支える体制として、社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー（6ページ参照）の配置や、保健所や民間の社会福祉施設など、関係機関との地域のネットワーク体制づくりを進めています。

平成18年3月現在で、相談窓口は12か所設置されており、平成20年度を目途に全小学校区での設置をめざしています。

この相談窓口に寄せられた相談内容から、「悪質リフォーム対策」や「ゴミ処理リセットプロジェクト」といった地域と行政、民間の専門機関の連携による新たな具体的取組みが生まれています。

このように、市民の声をかたちにしていくためには、市民と行政などの協働による取組みが大切であり、そのためには、市民や職員一人ひとりが福祉の担い手として認識を高め、信頼関係を築くことも重要です。

地域活動を理解し、職務を通じて「協働できる職員（協働型職員）」を育成するため、職員研修所と協力して職員研修や体験啓発などを行っています。



● 地域福祉計画の策定に携わって

地域福祉の原点は、市民一人ひとりの気遣いや配慮、お互いの支え合い、助け合いを通じての地域社会の「つながり」ではないでしょうか。無理なく継続して「つながり」の持てる「しくみ」をつくるのが、計画策定の大きな目的の一つと考えています。しかし、いくら「しくみ」を作ってもその「しくみ」を動かすのは、人（市民や職員）です。結局、人の熱意がなくては動きません。その熱意が空回りしないように「しくみ」がやっぱり必要ではないでしょうか！

計画に沿って具体的に地域福祉を「市と市民の協働」で進めていく。この「協働」という本当の「協働」って？「協働」のあり方って？

行政と住民との関係で、どちらかだけが働きかけたり、要求したりでは「協働」とはなりません。正直なところ住民と「協働する」ということは、時間とエネルギーがいりますし、効率的ではないかもしれません。しかし、まずは、お互いに知り合い、信頼関係を築いていくことから始めてみる、この工程がとても大切だと思います。細かいことですが、市民からの声を「要求・苦情」と考えるのか「相談・提案」と考えて取り組むのか方向が大きく違ってくると思います。

「地域力・懐の深さ」も感じていますし、また、新たな課題も見えてきました。これからも「根気！やる気！元気！呑気！陽気！」の5つの気！で、最近、呑気と陽気が出てきましたが、これからも前向きに、皆さんとともに取り組んでいきたいと思っています。

ご自身も豊中市民であり、豊中市健康福祉審議会委員として、豊中市地域福祉計画の策定にもかかわられた関西学院大学社会学部社会福祉学科教授の牧里每治さんにお話をうかがいました。

＜牧里 每治（まきさと つねじ）さんプロフィール＞



2001年より関西学院大学社会学部教授、2002年より放送大学客員教授を兼務。地域福祉論、コミュニティワーク論、福祉計画論を専門とする。

これまで、日本地域福祉学会理事、同事務局長、同副会長、日本学術会議・社会保障・社会福祉研究連絡委員などを努め、現在は、日本地域福祉学会・地域福祉計画研究プロジェクト研究代表、日本社会福祉学会理事などを務める。

また、全国社会福祉協議会、地域福祉計画の策定に関する調査研究委員会委員長（1999～2000）、豊中市、大阪府、大阪市、西宮市、芦屋市、川西などの地域福祉（支援）計画策定委員長として、地方自治体の地域福祉計画の策定にも関わる。

主な著書に、『地域福祉論』（編著、放送大学振興会 2003年）、『これからの社会福祉⑥地域福祉』（共編著、有斐閣、1995年）などがある。

■ 地域福祉の主体は私たち一人ひとり

— 「地域福祉」とこれまでの「福祉」はどう違うのか、「地域福祉」とはどういうものなのでしょうか。

— 一般的に使われている「福祉」が意味しているのは、制度としての福祉、つまり国が定めた法律に基づいて、施策メニューを決めて、予算を付けて、それをもとに各自自治体がサービスを提供するというものです。その代表的な例が生活保護です。

対して、地域福祉の法的基準は「社会福祉法」だけです。社会福祉法の前は社会福祉事業法でした。社会福祉事業法では、国の定めた基準を満たしている特定の社会福祉法人しか福祉事業はできませんでした。しかし、社会福祉法では、「サービスを利用する人、もしくは将来利用する可能性がある人の自立を支援する」提供体は福祉事業を行える、つまり社会福祉法人だけでなく、NPOやボランティア、民間企業もサービスを提供できるようになりました。

この改定は、基本的な「福祉」の考え方の見直しを意味します。つまり、福祉の主体が国や制度からサービス利用者へと変わった訳です。そして、その福祉事業を地域単位で、地方自治体を中心となって市民とともにやっということが社会福祉法には書かれています。簡単に言えば、これが地域福祉の考え方です。

もうひとつ、地域福祉と福祉の大きな違いは「住民、市民」が受け身の立場ではなく、積極的に「参加」する立場にあるという点です。

■ 地域福祉の役割は「つなぐ」こと

— では、これまでの地域福祉の対象となっていた高齢者や障害者にとって、地域福祉はどういう意味を持つのですか。

— 高齢者、障害者の個別の問題は、それぞれの専門機関で解決できるでしょう。しかし、それだけでは高齢者、障害者が地域から孤立してしまう可能性があります。例えば、老人ホームを作るだけではなく、それを地域に溶け込ませることで、高齢者が孤立してしまわないようにする、それが地域福祉です。つまり地域福祉の役割とは、個人個人が地域の一員、住民となれるよう手助けしていくこと、ひとのつながりを作ることなのです。

市民の役割と行政の役割

地域福祉において、市民一人ひとりができることと行政が担う役割について教えてください。

市民の活躍の場は、別に地域と限定する必要はないと思います。広域で活躍したい人は、その活動で得たものを地域に持って帰ってきて活かすということで、地域づくりに貢献できるし、行政はそういう仕掛けを作ればいいのではないかと思いますね。

行政の役割とは、市民一人ひとりが得意とすること、できることを活かせる場づくりをすること、そして、横のつながりをつくることだと思います。

豊中市の地域福祉について

豊中市の地域福祉について、どうお考えですか。

地区組織を積極的に育てていて、それがパワーになっているというのは、豊中市の特性だと思います。また、一方でとよなか国際交流協会や障害福祉センターひまわりのような機能型組織や取組みなどもある程度厚みができてきています。これからの課題は、そのような機能型組織と地域組織をどうつないでいくかにあるのではないのでしょうか。

また、豊中市のコミュニティソーシャルワーカー（ ）の取組みの財源は、大阪府から出ています。それは、その取組みが魅力あるものとして注目されているということではないのでしょうか。

これからの地域福祉の課題とは

地域福祉において気をつけなければいけないこと、陥りやすいことは何でしょうか。

地域福祉はある意味で、公務民営化といえるかも知れませんが、民営化するだけでは問題をただ投げ出したということになりやすいし、利用者も個人行動型になりがちです。横のつながりを大切にしたい問題解決をしないと、焦点がぼやけてしまうのではないのでしょうか。

また、行政と民間の組織のワークシェアリング、つまりそれぞれの役割分担とそれをどう組み合わせるのかも大切です。地域福祉における行政の役割は、公的資金を投入するというにとどまらず、市民同士の助け合いが進むように何をすべきか考えなければいけないと思います。

これからの地域福祉はあらゆる人を巻き込んでいくものであるべきだと思います。そのために、私たちの参加の仕方も多様であってよいのではないのでしょうか。助け合い、ボランティア、仕事として...と色々な選択肢があることで、より多くの参加のチャンスをつくることになると思います。

極端な話かも知れませんが、これまでの福祉では全く対象とならなかった人たち、つまり健康で経済的に余裕のある人たちの中には、例えば公共施設を建てるのに協力したいという人もいるでしょう。これまでなら慈善事業と言われてきた、そういった寄付行為も、こからは福祉と言ってよいのではないのでしょうか。援助してもらえばかりが福祉ではなく、できることをすることで、社会に貢献したい、参加したいという欲求を満たすことも福祉の一部となっていくと思います。

コミュニティソーシャルワーカー

高齢者、障害者、子ども...というように対象を分けた個別の支援ではなく、地域を単位とした社会福祉の課題を総合的に把握、支援する中心的人や機関のこと。

2005年度ニュースレターを振り返って

今年度のニュースレターでは、「安全・安心」を大きなテーマとして、それに関わる、私たちの生活に身近な話題を特集として取り上げました。

Vol.28 2005年7月発行
特集「救える命を救いたい！
—救急搬送について考える—」

年々増え続ける救急出動件数。
このままでは、本当に必要な人の
元へ、本当に必要な時に救急車が
来ないという事態になりかねません。
その原因は何か、そして救える
命を救うために今すべきこと、
できることは何かについて考えました。

Vol.29 2005年11月発行
特集「バリアフリーと
ユニバーサルデザイン」

最近よく見聞きする「バリアフリー」
「ユニバーサルデザイン」ということば。
知っているようで知らないその違いに
ついて紹介するとともに、全ての人に
安全・安心なまちづくりについて考え
ました。

バックナンバーは、豊中市政研究所ホームページでも
ご覧いただけます。

お知らせ

豊中市政研究所の機関誌「TOYONAKAビジョン22 Vol. 9」の発行を2006年5月末ごろに予定しています。

特集は「自然災害と向き合う（仮）」。

2006年3月24日開催の豊中市政研究所まちづくり講座「暮らしの中の『生活防災』」の様相も紹介します。

「豊中の今がわかる 明日がみえる」TOYONAKAビジョン22最新号にご期待下さい。

編集後記

- ★ 正直なところ、私にとって、「福祉」は身近なものではありませんでした。しかし、このニュースレターをまとめる中で、手助けをしてもらうことだけが福祉ではなく、みんながそれぞれできることを活かせる場所を持つこと、また、そういった場所を作ることも福祉ではないかと思うようになり、もっと広い意味で福祉を見ることができるようになったと思います。
- ★ 豊中市政研究所に来てからもう一年が経とうとしています。これまでの仕事の中でたくさんの人に会って、色々なお話を聞いたことは私にとって大きな収穫だと思っています。このニュースレターを通じて、それが少しでもみなさんに伝わってほしいと思います。（タツミ）

NW
New Wave

2006年 3月発行 Vol.30

編集・発行 豊中市政研究所

TIMR: The Toyonaka Institute for Municipal Research

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町3丁目7番1号

TEL 06-6862-2290 FAX 06-6862-2292

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/timr/>

Eメール timr@tcct.zaq.ne.jp